

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について ―事務ガイドライン―
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-9 法定帳簿の省略等に係る留意事項</p> <p>3-9-4 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成</p> <p><u>(1) 次に掲げる要件を満たす場合は、注文伝票をコンピューターへ直接入力することによって作成することができるものとする。この場合、あらかじめ、以下の要件が満たされている旨を証する届出書を提出することを求めるものとする。なお、当該届出書に変更があった場合においても、同様とする。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>コンピューター作成の注文伝票については従来の手書きの注文伝票と同様の手段で保存されること。</u></p> <p>④～⑧ (略)</p> <p><u>(2) (1)に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付することを求めるものとする。</u></p> <p>① <u>注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成に関し、(1)①から⑧までの要件が満たされている旨を証する説明文並びに(1)①及び⑦の要件に関する事務手順のフローチャート</u></p> <p>② <u>注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成に関する社内規則</u></p> <p>③ <u>コンピューター作成の注文伝票のサンプル</u></p>	<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-9 法定帳簿の省略等に係る留意事項</p> <p>3-9-4 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成</p> <p><u>注文伝票をコンピューターへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(削除)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p>④ <u>その他必要な書類</u></p> <p>3-9-5 法定帳簿の電子媒体による保存</p> <p>(1) 法定帳簿の電子媒体による保存の対象となる法定帳簿は、法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び証券会社に関する内閣府令第 60 条第 1 項各号に掲げる法定帳簿(同項第 13 号に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)とする。<u>ただし、注文伝票に関しては 3-9-4 (1) に規定する届出書を提出し、コンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる要件を満たす場合は、法定帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。この場合、あらかじめ、以下の要件が満たされている旨を証する届出書を提出することを求めるものとする。なお、当該届出書に変更があった場合においても、同様とする。</u></p> <p>① <u>証券会社に関する内閣府令別表第 8 に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、電子データとして保存されること。</u></p> <p>② 保存に使用する電子媒体は証券会社に関する内閣府令第 60 条第 8 項に規定する保存期間の耐久性を有すること。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(3) <u>(2) に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付することを求めるものとする。</u></p>	<p>3-9-5 法定帳簿の電子媒体による保存</p> <p>(1) 法定帳簿の電子媒体による保存の対象となる法定帳簿は、法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び証券会社に関する内閣府令第 60 条第 1 項各号に掲げる法定帳簿(同項第 13 号に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)とする。</p> <p>(2) <u>法定帳簿を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。</u></p> <p>② 保存に使用する電子媒体は証券会社に関する内閣府令第 60 条第 7 項に規定する保存期間の耐久性を有すること。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p>① <u>(1)に規定する法定帳簿のうち電子媒体により保存しようとするものの名称の一覧</u></p> <p>② <u>法定帳簿の電子媒体による保存に関し、(2)①から⑩までの要件が満たされている旨を証する説明文及び(2)①の要件に関するフローチャート</u></p> <p>③ <u>法定帳簿の保存に関する社内規則</u></p> <p>④ <u>法定帳簿のハードコピーのサンプル</u></p> <p>⑤ <u>その他必要な書類</u></p> <p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-4 法定帳簿の作成等に関する留意事項</p> <p>5-4-3 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成 <u>次に掲げる要件を満たす場合には、注文伝票をコンピューターへ直接入力することによって作成することができるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) コンピューター作成の注文伝票については従来の手書きの注文伝票と同様の手段で保存されること。</u></p> <p><u>(4)～(9) (略)</u></p> <p>5-4-4 帳簿の電子媒体による保存</p>	<p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-4 法定帳簿の作成等に関する留意事項</p> <p>5-4-3 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成 <u>注文伝票をコンピューターへ直接入力する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3)～(8) (略)</u></p> <p>5-4-4 帳簿の電子媒体による保存</p>

現 行	改 正 案
<p>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 1 項各号（同令別表第 16 に掲げる取引残高報告書及び別表第 18 に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあっては、その写し）に<u>掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては 5-4-3 に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる要件を満たす場合は、証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。</u></p> <p>① <u>金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第 9 から別表第 16 までに規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、電子データとして保存されること。</u></p> <p>②～⑩（略）</p>	<p>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 1 項各号（同令別表第 16 に掲げる取引残高報告書及び別表第 18 に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあっては、その写し）に<u>掲げる帳簿とする。</u></p> <p>(2) <u>証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。</u></p> <p>②～⑩（略）</p>
<p>9. 証券仲介業者の監督事務</p> <p>9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3-9 の規定に準ずるものとする（ただし、3-9-1、3-9-4、<u>3-9-5 の</u></p>	<p>9. 証券仲介業者の監督事務</p> <p>9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3-9 の規定に準ずるものとする（ただし、3-9-1、3-9-4 <u>に係る事項を除</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(1) <u>ただし書き、に係る事項</u>を除く。)</p>	<p>く。)</p>